

令和3年度農薬取扱講習会演習問題

1 農薬による事故被害を未然に防ぐための農薬使用時の注意点について、次の空欄を埋めなさい。(4問)

- (1) 農薬は適正に使用されない場合、周辺的生活環境に悪影響を及ぼす恐れがあります。そのため、特に()周辺や公園などにおいては住民や子どもへの健康被害が生じないように、農薬をできるだけ使用しない植栽等の管理を心がけます。
- (2) 農薬を散布せざるを得ない場合であっても、飛散防止対策に努める。また、事前に散布()を周知するなど、周囲の方に十分配慮します。
- (3) 使い慣れている農薬でも、使用する際にはその都度必ず()を確認し、希釈倍数等の使用基準や使用上の注意事項を遵守します。
- (4) 土壌くん蒸剤を使用する場合は、施用直後に適切な材質、厚さの資材を用いて()を完全に行い、安全確保の徹底を図りましょう。

2 農薬が適正に使用されないと、食品衛生法の残留基準値を超えて農薬が残留する可能性があります。このような事態を防止するために次のことに注意します。次の空欄を埋めなさい。(8問)

- (1) 農薬は製剤ごとに使用できる農作物が異なります。また、名前や形状が類似した農作物に使用できる農薬でも使用したい農作物に使用できるとは限りません。使用したい農作物が()に記載されているか必ず確認します。
- (2) ラベルに記載されている使用量・希釈()を確認します。また、農薬を調製する時には、使用する農薬の量の計算間違いに注意します。
- (3) 農薬には「収穫〇日前まで」といった使用時期が定められています。農薬を使用する前に、必ず()の使用時期を確認し、収穫予定日まで

の（ ）が確保されているか確認しましょう。

- (4) 農作物を収穫する前に、農薬の（ ）簿により農薬を使用した日から農作物を収穫するまでの日数が農薬のラベルどおりに確保されているか確認します。
- (5) 農薬は、その含有する有効成分毎に使用できる総使用回数が定められています。使用記録簿には有効成分ごとの使用回数を記載し、農薬の使用前に使用記録簿とラベルにより（ ）を確認します。
- (6) 購入した種苗に農薬が使用されているかどうかを確認し、あらかじめ自身が使える農薬の（ ）を把握しておきます。
- (7) （ ）に記載されている適用病害虫の範囲及び使用方法、使用上の注意事項並びに最終有効年月を確認し、記載事項に従って使用します。

3 農薬の適正な販売について、次の空欄を埋めなさい。(13問)

- (1) 販売者は、その（ ）ごとに当該販売者の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければなりません。
- (2) 販売店を新設される場合は、（ ）を開始する日までに販売届を、届出人の氏名、住所、販売所の所在地や名称に変更があった場合は、その日から（ ）以内に変更届を、取扱いをやめた場合は、その日から（ ）以内に廃止届を提出しなければなりません。
- (3) 帳簿農薬の種類別に日々の譲受数量、譲渡数量を記載。なお、帳簿は、最終記載の日から（ ）年間保存しなければなりません。
- (4) 政令で定める引火性、発火性、爆発性を有する毒物劇物を販売する場合、交付を受ける者の氏名及び住所を身分証明書（運転免許証など）により確認し、確認した事項は帳簿に記載せねばなりません。また、帳簿は、最終の記載した日から（ ）保存しなければなりません。

(5) 毒物・劇物については、容器及び被包に下に示す事項を表示しなければ販売又は授与してはならない。

ア 毒物又は劇物の名称

イ 毒物又は劇物の成分及びその分量

ウ () の名称 (厚生労働省令で定めるもの)

エ 製造業者、輸入業者の氏名、住所その他保管や取扱に必要な注意事項等

(6) 登録を受けていない農薬について、() を受けていると誤認させるような宣伝をしてはならない。

(7) 毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を次に掲げる者に交付してはならない。

ア () 歳未満の者

イ 心身の障害により毒物又は劇物による保健衛生上の危害防止の措置を適切に行うことができない者

ウ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤等の中毒者

(8) 農薬でない除草剤については、店内の見やすい場所及び商品の容器又は包装に()として使用することができない旨の表示が必要です。

(9) 農薬を販売する場合は、その他の資材等と()がつくようにして陳列してください。

(10) 農薬を保管する場合は、必ず()のかかるところに他の資材等、特に飲食物や食器とは必ず分けて保管してください。

(11) 購入者(使用者)にアドバイスしていただきたいこと。

()に記載されている使用方法等をよく読んで使用すること。また、周囲に飛散しないよう注意すること。

4 毒物・劇物の取り扱いについて、次の空欄を埋めなさい。(6問)

(1) 毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を直接取り扱う製造所・営業所又は店舗ごとに専任の()を置き、毒物劇物による保健衛生上の危害防止に当たらせなければなりません。

- (2) 毒物又は劇物を取扱う全ての者に以下のことが適用されます。
- ア 盗難・紛失防止の措置を講じること
 - イ 飛散、漏洩、流出、地下浸透防止の措置を講じること
 - ウ 保管容器として（ ）容器の使用禁止（例：ペットボトルなど）
- (3) 毒物・劇物の保管場所、陳列場所には、「（ ）毒物」
「（ ）劇物」の文字を見やすく表示しておかなければならない。
- (4) 飛散や漏洩等の事故が発生した場合で、不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生じるおそれがあるときは、直ちに（ ）、警察署又は消防機関に届け出てください。また、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置をとってください。
- (5) 毒物劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに（ ）に届け出てください。